

第33回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2024年6月25日 (火曜日)
午前10時

開催
場所

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング南館4階会議室

議決権行使期限

2024年6月24日 (月曜日) 午後5時30分まで



目次

第33回定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)10名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬決定の件	
第33期事業報告	30
連結計算書類	57
計算書類	71
監査報告書	77

株式会社日本M&Aセンターホールディングス

証券コード：2127

株主各位

(証券コード 2127)
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
株式会社日本M&Aセンターホールディングス
代表取締役社長 三宅卓

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第33回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、書面・インターネット等による事前の議決権行使も可能です。
ご活用いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願ひ申し上げます。

敬具

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(3~4頁)をご確認の上、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布をいたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願ひ申し上げます。

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング南館4階 会議室
(株主総会会場を変更しております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお越しください。)
3. 株主総会の目的事項

- 【報告事項】**
1. 第33期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎ 株主総会ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合でも、事前に掲載している各ウェブサイトを必ずご確認くださいますよう、お願いいいたします。
 - ◎ インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）

午後5時30分まで

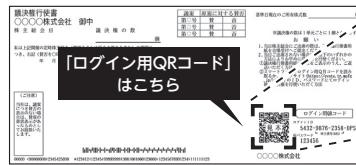


スマートフォンの場合

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

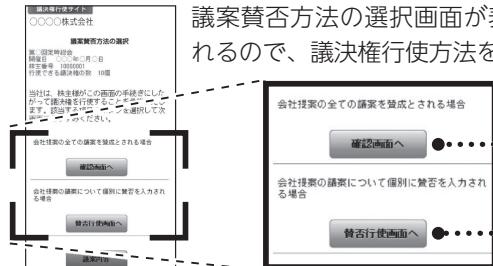
1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選びます。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

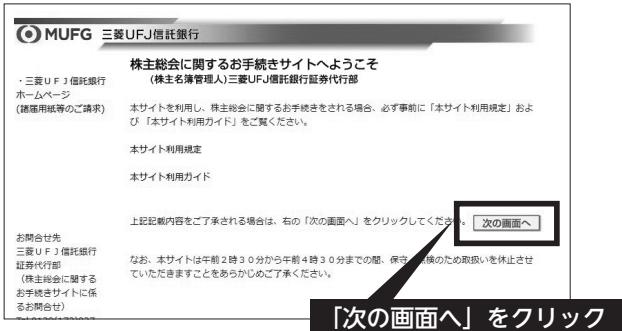
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



「次の画面へ」をクリック

議決権行使ウェブサイト

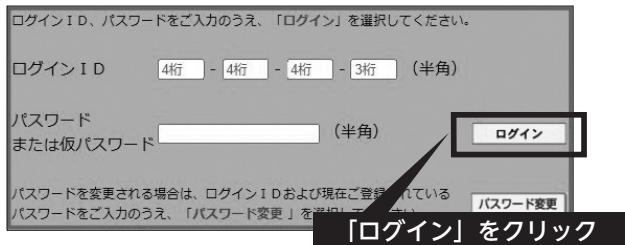
<https://evote.tr.mufg.jp/>



! ご注意事項

- インターネットより議決権行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ Trust Bank株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本定時株主総会の招集ご通知の印刷書面*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。

*書面交付請求をされた株主様にお送りしている内容と同様になります。



招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/2127/2406/>

受付期間 2024年6月18日（火）23時59分まで

お申込み方法

- ①上記ウェブサイトにアクセスし、ログインID・パスワードを入力してログイン
- ②ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック
- ③②で登録した内容がご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック
※メールで届く確定用のURLをクリックしないと登録完了になりませんので、必ずメールをご確認ください。
※登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください。
- ④受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます。
その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます。

ログインID及びパスワードについて

●ログインID 議決権行使書用紙に記載されている
「株主番号」

●パスワード 議決権行使書用紙に記載されている
「郵便番号（ハイフンなし）」

※2024年3月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、3月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。

※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできません。

ご登録の際は必ずメールが受信できる正しいメールアドレスをご入力ください。

※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールをお届けすることができません。

※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。

「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。

※ご提供いただきました情報は本件以外に使用することはございません。

次回の株主総会以降も書面のご送付を希望される場合は、別途、証券会社又は株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申し出ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、期末配当に関しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より前第32期に至るまで安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を主軸に、配当を継続的に実施いたしたく考えております。

また、2028年3月期までの期間は配当性向を約60%超の水準で継続させていただく方針です。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円、総額3,805,954,788円とさせていただきたく存じます。

(ご参考)

当社は、当期の中間配当金を11円とさせていただきましたので、当期の年間配当金は期末配当金12円を加えた年間23円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は任期満了となります。また、熊谷秀幸、Smith Kenneth Georgeの両氏は本総会終結の時をもって退任することに加え、新任取締役として武田安央、清水喬雄の両氏を取締役候補者とするため、取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については指名諮問委員会での審議を経て、取締役会にて取締役候補者を決定しております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会への出席状況
1	三宅 韶	代表取締役社長	16/17回 (94.1%)
2	檜木 孝磨	専務取締役、管理本部管掌	17/17回 (100.0%)
3	大槻 昌彦	常務取締役	17/17回 (100.0%)
4	竹内 直樹	取締役、戦略本部長	17/17回 (100.0%)
5	武田 安央	CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）	-/-回 (-)
6	森 時彦	取締役	17/17回 (100.0%)
7	竹内 美奈子	取締役	17/17回 (100.0%)
8	錦戸 景一	取締役	16/17回 (94.1%)

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位、担当		取締役会への 出席状況
9	大里 真理子	再任	社外 独立	取締役 11/12回 (91.7%)
10	清水 喬雄	新任	社外 独立	— -/-回 (-)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者は、次のとおりであります。

(下線は現在の地位、担当及び兼職の状況)

候補者番号	氏　　名 (生　年　月　日)	略歴　地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	三宅　すぐる (1952年1月18日生) 〔再任〕	<p>1977年4月　日本オリベッティ株式会社入社</p> <p>1991年9月　株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社</p> <p>1992年6月　株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役</p> <p>1993年6月　株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役</p> <p>1995年5月　株式会社日本M&Aセンター(現当社)専務取締役</p> <p>2000年10月　日本プライベートエクイティ株式会社 代表取締役副社長</p> <p>2002年6月　株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締 役副社長営業本部長</p> <p>2006年6月　株式会社日本M&Aセンター(現当社)代表 取締役副社長営業本部長</p> <p>2007年12月　株式会社矢野経済研究所取締役(現任)</p> <p>2008年6月　株式会社日本M&Aセンター(現当社)代表 取締役社長(現任)</p> <p>2016年7月　株式会社事業承継ナビゲーター (現株式会社ネクストナビ)取締役(現任)</p> <p>2018年1月　株式会社日本投資ファンド代表取締役社長</p> <p>2018年1月　日本プライベートエクイティ株式会社顧問(現任)</p> <p>2019年7月　株式会社ZUUM-A代表取締役(現任)</p> <p>2020年6月　株式会社バトンズ取締役</p> <p>2021年4月　株式会社日本M&Aセンター分割準備会社 (現株式会社日本M&Aセンター) 代表取締役社長</p> <p>2021年10月　一般社団法人M&A仲介協会代表理事</p> <p>2022年2月　株式会社日本投資ファンド取締役</p> <p>2022年3月　一般社団法人M&A仲介協会理事(現任)</p> <p>2023年7月　NOBUNAGAサクセション株式会社取締 役(現任)</p> <p>2024年4月　株式会社日本M&Aセンター代表取締役 会長(現任) 九州M&Aアドバイザーズ株式会社取締 役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本M&Aセンター代表取締役会長</p>	20,831,714株

＜取締役候補者とした理由＞

同氏は、取締役として長期に亘って当社の経営を主導し、当社の代表取締役としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業績執行の監督に関する重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンス重視経営を断行していくにあたり、同氏の経験と見識、そしてリーダーシップが必要不可欠であり、引き続き当社グループの経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。

＜補足情報：在職状況一覧＞

株式会社日本M&Aセンターホールディングス代表取締役社長※

株式会社日本M&Aセンター代表取締役会長※

株式会社矢野経済研究所取締役

株式会社ネクストナビ取締役

日本プライベートエクイティ株式会社顧問

株式会社ZUUM-A代表取締役

NOBUNAGAサクセション株式会社取締役

九州M&Aアドバイザーズ株式会社取締役

一般社団法人M&A仲介協会理事

国立大学法人神戸大学大学院経営学研究科客員教授

国立大学法人京都大学経営管理大学院特命教授

※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に、「株式会社日本M&Aセンター分割準備会社」は「株式会社日本M&Aセンター」にそれぞれ商号を変更いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	なら 檜 木 孝 磨 (1962年10月15日生) (再任)	1985年4月 大王製紙株式会社入社 1993年1月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社 2000年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社入社 2005年3月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社 2005年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役管理本部長 2008年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役管理本部長 2013年6月 <u>日本プライベートエクイティ株式会社監査役(現任)</u> 2013年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)専務取締役管理本部長 2017年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役副社長管理本部長 2019年10月 株式会社日本PMIコンサルティング監査役(現任) 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター取締役副社長管理本部長 2022年2月 当社専務取締役管理本部長 株式会社日本M&Aセンター専務取締役管理本部長 2023年6月 <u>当社専務取締役管理本部管掌(現任)</u> <u>株式会社日本M&Aセンター専務取締役管理本部管掌(現任)</u> (重要な兼職) 株式会社日本M&Aセンター専務取締役	1,021,868株

＜取締役候補者とした理由＞

同氏は、管理部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンス重視経営を断行していくにあたり、その豊富な経験と見識は必要不可欠であり、引き続き当社グループの経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。

＜補足情報：在職状況一覧＞

株式会社日本M&Aセンターホールディングス専務取締役※

株式会社日本M&Aセンター専務取締役※

日本プライベートエクイティ株式会社監査役

株式会社日本PMIコンサルティング監査役

※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>おお 大 槻 昌 彦 (1970年7月23日生) (再任)</p> <p>株式会社日本M&Aセンター専務取締役 株式会社日本投資ファンド代表取締役 株式会社AtoG Capital代表取締役</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社日本M&Aセンター専務取締役 株式会社日本投資ファンド代表取締役 株式会社AtoG Capital代表取締役</p>	<p>1995年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2006年2月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社 2009年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)執行役員事業法人部長 2010年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役法人事業本部長 2013年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役法人事業本部長 2015年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役営業本部長 2017年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)専務取締役営業本部長 2018年1月 株式会社日本投資ファンド取締役 2019年12月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役(現任) 2020年2月 Nihon M&A Center Vietnam co.,LTD. 会長(現任) 2020年4月 株式会社日本PMIコンサルティング取締役 2020年6月 株式会社企業評価総合研究所取締役 2020年6月 株式会社バトンズ取締役 2021年8月 Nihon M&A Center Singapore Pte. Ltd.取締役(現任) 2021年8月 Nihon M&A Center Malaysia Sdn. Bhd.取締役(現任) 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター常務取締役 2022年2月 株式会社日本投資ファンド代表取締役(現任) 2022年3月 株式会社サーチファンド・ジャパン取締役(現任) 2023年6月 日本プライベートエクイティ株式会社取締役(現任) 2023年12月 株式会社AtoG Capital代表取締役(現任) 2024年4月 株式会社日本M&Aセンター専務取締役(現任)</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社日本M&Aセンター専務取締役 株式会社日本投資ファンド代表取締役 株式会社AtoG Capital代表取締役</p>	47,853株

＜取締役候補者とした理由＞

同氏は、営業部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有しており、これまで取締役として当社グループ全体の成長の点で重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンス重視経営を断行していくにあたり、その豊富な経験と見識は必要不可欠であり、引き続き当社グループの経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。

＜補足情報：在職状況一覧＞

株式会社日本M&Aセンターホールディングス常務取締役※

株式会社日本M&Aセンター専務取締役※

Nihon M&A Center Vietnam co.,LTD.会長

Nihon M&A Center Singapore Pte. Ltd.取締役

Nihon M&A Center Malaysia Sdn. Bhd.取締役

日本プライベートエクイティ株式会社取締役

株式会社日本投資ファンド代表取締役

株式会社サーチファンド・ジャパン取締役

株式会社AtoG Capital代表取締役

※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	竹内直樹 (1978年2月11日生) 〔再任〕	<p>2000年4月 株式会社SFCG入社</p> <p>2007年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社</p> <p>2013年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)事業法人部長</p> <p>2014年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)執行役員事業法人部長</p> <p>2016年7月 株式会社事業承継ナビゲーター (現株式会社ネクストナビ)取締役</p> <p>2017年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)上席執行役員ダイレクト事業部長</p> <p>2018年1月 株式会社日本投資ファンド取締役</p> <p>2018年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)上席執行役員戦略統括事業部長</p> <p>2018年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役戦略統括事業部長</p> <p>2019年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役営業副本部長 兼戦略統括事業部長</p> <p>2019年7月 株式会社ZUUM-A監査役</p> <p>2019年12月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役営業本部長 兼戦略統括事業部長</p> <p>2020年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役営業本部長 兼戦略統括事業部長</p> <p>2020年6月 株式会社ZUUM-A取締役</p> <p>2021年6月 株式会社ZUUM-A監査役(現任)</p> <p>2021年10月 株式会社日本M&Aセンター常務取締役営業本部長</p> <p>2022年2月 当社取締役 株式会社日本M&Aセンター取締役</p> <p>2022年6月 株式会社日本PMIコンサルティング取締役(現任) 株式会社事業承継ナビゲーター (現株式会社ネクストナビ)取締役</p> <p>2022年10月 当社取締役戦略本部長(現任) 株式会社日本M&Aセンター取締役戦略本部長</p> <p>2024年4月 株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長</p>	199,896株

＜取締役候補者とした理由＞

同氏は、企業の成長課題をM&Aで解決するという切り口（成長戦略型M&A）で顧客層を開拓した実績と豊富な経験を有しており、また、現在は当社グループの戦略策定全般において重要な役割を果たしております。今後ともコンプライアンス重視経営を断行していくにあたり、その豊富な経験と見識は必要不可欠であり、引き続き当社グループの経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。

＜補足情報：在職状況一覧＞

株式会社日本M&Aセンターホールディングス取締役※

株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長※

株式会社ZUUM-A監査役

株式会社日本PMIコンサルティング取締役

※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p>たけだやすひろ 武田安央 (1966年4月7日生) [新任]</p> <p>1990年4月 三菱商事株式会社入社 2004年11月 米国三菱商事出向 2010年11月 三菱商事株式会社化学品グループ管理部 2013年10月 伯国三菱商事株式会社出向 2018年4月 日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社出向(CAO兼CCO) 2019年4月 三菱商事テクノス株式会社出向(CFO兼CCO) 2022年7月 当社入社 CCO兼コンプライアンス統括部長(現任) 2023年4月 株式会社日本M&Aセンター取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本M&Aセンター取締役</p>		一株

5 <取締役候補者とした理由>
同氏は、主に財務・経理・リスクマネジメントに関する専門的知見を有しております。加えて、コンプライアンス・人事の領域についても豊富な経験を有しており、これまで2年間、CCOとして重要な役割を果たしてきました。その豊富な経験と見識を引き続き当社グループの経営に生かすことを期待し、取締役候補者といたしました。

<補足情報：在職状況一覧>
株式会社日本M&Aセンターホールディングス CCO兼コンプライアンス統括部長
株式会社日本M&Aセンター取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	森 時彦 (1952年7月17日生) [再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1996年1月 日本G E 株式会社取締役 1999年12月 G E プラスチック事業アジアパシフィックテクノロジーディレクター 2003年11月 テラダイン株式会社代表取締役 2006年7月 <u>株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング</u> 代表取締役(現任) 2007年7月 株式会社リバーサイド・パートナーズ 代表取締役 2015年3月 株式会社ワイ・インターナショナル 代表取締役 2018年4月 株式会社CAC Holdings 社外取締役 2018年6月 <u>株式会社日本M&Aセンター(現当社)</u> 社外 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング 代表取締役	11,400株
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、様々な分野での経営者としての経験に加え、投資アドバイザリー会社の代表取締役を務めた経験もあり、豊富なM&A経験を有しております。これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びファンド関連ビジネスについても助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。 なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。 <補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役※ 株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング代表取締役 ※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	竹内美奈子 (1961年1月17日生) [再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1983年4月 日本電気株式会社入社 2003年1月 スタントン・チャイス・インターナショナル 株式会社入社 2007年8月 同社代表取締役副社長 2013年8月 <u>株式会社TM Future 代表取締役(現任)</u> 2015年9月 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事 2019年6月 <u>株式会社滋賀銀行社外取締役(現任)</u> 2019年8月 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟理事(現任) 2020年6月 <u>株式会社日本M&Aセンター(現当社)社外取締役(現任)</u> 2020年6月 <u>公益財団法人日本バスケットボール協会理事(現任)</u> 2022年6月 <u>三菱製鋼株式会社社外取締役(現任)</u> 2023年6月 <u>公益財団法人日本バトミントン協会理事(現任)</u> (重要な兼職の状況) 株式会社TM Future代表取締役 株式会社滋賀銀行社外取締役 三菱製鋼株式会社社外取締役	一株
7 <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、主にタレントマネジメントについて豊富な知識や経験を有しております。また、会社経営者としても十分な経験を有しており、これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及び女性活躍や女性管理職の登用についての活動や具体的な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 <補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役※ 株式会社TM Future 代表取締役 株式会社滋賀銀行社外取締役 三菱製鋼株式会社社外取締役 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟理事 公益財団法人日本バスケットボール協会理事 公益財団法人日本バトミントン協会理事			

※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	<p>にしき ど けい いち 錦戸景一 (1953年5月2日生)</p> <p>[再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]</p>	<p>1985年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所</p> <p>1989年8月 米国グラス・マッカラー・シャリル・アンド・ハロルド法律事務所入所</p> <p>1994年1月 光和総合法律事務所パートナー</p> <p>1994年9月 株式会社廣澤精機製作所監査役(現任)</p> <p>1999年6月 日本ヒルトン株式会社社外監査役</p> <p>2003年6月 パイオニア株式会社社外監査役</p> <p>2005年6月 サイバー株式会社社外監査役(現任)</p> <p>2017年1月 光和総合法律事務所代表弁護士(現任)</p> <p>2022年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 光和総合法律事務所代表弁護士 サイバー株式会社社外監査役</p>	15,000株

＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞

同氏は社外役員以外で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な知識や経験を有しており、これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びM&Aや企業法務関連の具体的な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

＜補足情報：在職状況一覧＞

株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役

光和総合法律事務所代表弁護士

サイバー株式会社社外監査役

株式会社廣澤精機製作所監査役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	大里 真理子 (1963年4月22日生) (戸籍上の氏名：前田真理子) [再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1992年9月 ユニデン株式会社(現ユニデンホールディングス株式会社)入社 1997年6月 株式会社アイディーエス取締役 2005年7月 株式会社アークコミュニケーションズ代表取締役(現任) 2016年6月 公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会理事 2018年4月 早稲田大学スポーツ科学科非常勤講師 公益社団法人日本オリエンテリング協会副会長 2020年9月 ユニデンホールディングス株式会社社外取締役 2021年11月 同社社外取締役(監査等委員) 2022年6月 パンチ工業株式会社社外取締役(現任) 公益社団法人日本ローリング協会理事(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任) 一般財団法人全日本野球協会理事(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アークコミュニケーションズ代表取締役 パンチ工業株式会社社外取締役	一株
<p>＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞</p> <p>同氏は、経営者としての豊富な知識や経験を有しており、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びM&AやDX関連の具体的な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏には社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> <p>＜補足情報：在職状況一覧＞</p> <p>株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役 株式会社アークコミュニケーションズ代表取締役 パンチ工業株式会社社外取締役 公益社団法人日本ローリング協会理事 一般財団法人全日本野球協会理事</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	<p>清水喬雄 (1957年3月10日生)</p> <p>[新任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]</p>	<p>1982年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2009年9月 JSR株式会社入社 2016年6月 同社取締役上席執行役員(CFO)、社長室長 2018年6月 同社上席執行役員(CIO)、社長室長 2020年6月 同社プロフェッショナル(サイバーセキュリティー・システム戦略担当) 2023年7月 株式会社カカクコム顧問(現任)</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、政財官における豊富な経験に加え、多角化企業の経営について十分な知見を有しております。これまで培ってきた豊富な経験と幅広い知見をともに、当社の経営全般の質的向上及びグローバル経営について具体的な助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。 同氏には上記の役割を果たしていただけることを期待しております。</p> <p><補足情報：在職状況一覧> 株式会社カカクコム顧問</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏、大里真理子氏及び清水喬雄氏は社外取締役(独立役員)候補者であります。
3. 森時彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終決の時をもって6年となります。竹内美奈子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終決の時をもって4年となります。錦戸景一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終決の時をもって2年となります。大里真理子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終決の時をもって1年となります。
4. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1)社外取締役候補者の独立性について
- ①森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏、大里真理子氏及び清水喬雄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ②森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏、大里真理子氏及び清水喬雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に多額の金銭その他の財産を受けていたこともありません。
- ③森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏、大里真理子氏及び清水喬雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏、大里真理子氏及び清水喬雄氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2)責任限定契約について

当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当社は、森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏及び大里真理子氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第30条第2項により責任限度額を3百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいづれか高い額とする責任限定契約を締結しております。森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏及び大里真理子氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、清水喬雄氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

5. 上記候補者三宅卓氏、榎木孝麿氏、森時彦氏及び山田善則氏は、当事業年度の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にそれぞれ出席しております。
6. 各候補者が所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	平山 岩 (1961年1月7日生) 〔再任〕	<p>1984年4月 山一證券株式会社入社 1998年2月 日興コーディアル証券株式会社入社 2004年7月 いちはる証券株式会社入社 2007年3月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社 企業開発部長 2010年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)企業 戰略部長 2012年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)執行 役員企業戦略部長 2017年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)執行 役員社員教育支援室長 2018年4月 株式会社日本CGパートナーズ(現株式会 社日本PMIコンサルティング)代表取締役 2020年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締 役(監査等委員)(現任) 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本M&Aセンター監査役</p>	68,139株
取締役候補者とした理由			<p>同氏は、証券会社や当社におけるM&Aの豊富な実務経験及び当社グループの事業に関する高い見識を有しており、これまでもその在任中に培ってきた見識等から助言を行っています。これらの経験・能力等を当社グループの経営全般の質的向上及び監査に活かすことを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p> <p>＜補足情報：在職状況一覧＞</p> <p>株式会社日本M&Aセンターホールディングス取締役(監査等委員)※ 株式会社日本M&Aセンター監査役※</p> <p>※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p>やま だ よし のり 山 田 善 則 (1946年5月22日生)</p> <p>[再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]</p>	<p>1969年4月 安田生命保険相互会社入社 1999年4月 安田生命保険相互会社常務取締役 2003年4月 株式会社ジャパン・コンファーム代表取締役 2008年6月 みずほ信託銀行株式会社常勤監査役 2012年10月 株式会社日本A Pセンター取締役会長 2013年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)監査役 2014年11月 株式会社鉄人化計画社外取締役 2016年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)社外 取締役(監査等委員)(現任) 2018年7月 株式会社フィット社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社フィット社外取締役(監査等委員)</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、大手金融機関の取締役及び監査役経験者であり、また、当社監査役及び社外取締役(監査等委員)としての監査経験を有しております。これまでも、その在任中に培ってきた見識から助言をいただいております。これらの経験・能力等を当社グループの経営全般の質的向上及び監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。</p> <p>同氏には、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p> <p>＜補足情報：在職状況一覧＞</p> <p>株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役(監査等委員)※ 株式会社フィット社外取締役(監査等委員)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
	<p>まつ なが たか ゆき 松 永 貴 之 (1981年4月6日生)</p> <p>[再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]</p>	<p>2007年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 真法律会計事務所入所</p> <p>2009年4月 南青山M's法律会計事務所設立</p> <p>2013年9月 マイル法律事務所代表(現任)</p> <p>2021年1月 株式会社前田社外取締役(現任)</p> <p>2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) マイル法律事務所代表</p>	一株
3	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、中小企業のM&Aや事業承継について弁護士として関与した豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・能力等を当社グループの経営全般の質的向上及び監査に活かしていただけるものと判断し、新たに監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。</p> <p>同氏には、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。</p> <p>なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> <p><補足情報：在職状況一覧></p> <p>株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役(監査等委員)※ マイル法律事務所代表 株式会社前田社外取締役</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者山田善則氏及び松永貴之氏は社外取締役(独立役員)候補者であります。
3. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
(1)社外取締役候補者の独立性について
①山田善則氏及び松永貴之氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
②山田善則氏及び松永貴之氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
③山田善則氏及び松永貴之氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
④山田善則氏及び松永貴之氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
(2)責任限定契約について
当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約ができる旨定款に定めております。当社は、山田善則氏及び松永貴之氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第30条第2項により責任限度額を3百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。山田善則氏及び松永貴之氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 各候補者が所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 上記候補者山田善則氏は、当事業年度の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された指名諮問委員会8回及び報酬諮問委員会8回の全てにそれぞれ出席しております。
7. 山田善則氏が社外取締役在任中に、当社の連結子会社である株式会社日本M&Aセンターにおいて、売上の期間帰属等に関して不適切な報告が発見され、当社は2022年2月14日に過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。同氏は、当該事実について事前に認識しておりませんでしたが、日頃から当社のコンプライアンス機能の強化等について提言を行っておりました。
当該事実発生後は、本件の調査委員として調査を行うとともに再発防止策に関する提言を行いました。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関してはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
なかの きよふみ 中野淳文 (1957年3月31日生)	<p>1981年8月 シティバンク・エヌ・エイ大阪支店(現シティバンク・エヌ・エイ東京支店)入行</p> <p>1992年11月 バンカース・トラスト銀行(現ドイツ銀行)入行</p> <p>1998年8月 UBSウォーバーグ証券会社(現UBS証券会社)入行</p> <p>2002年6月 第一化成株式会社監査役</p> <p>2003年2月 有限会社RSC取締役(現任)</p> <p>2007年7月 リバーサイドカンパニー代表取締役</p> <p>2012年7月 第一化成株式会社取締役社長室長</p> <p>2014年6月 第一化成株式会社(現ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社)代表取締役社長</p> <p>2018年3月 ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社取締役会長</p> <p>2022年3月 ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社シニア・アドバイザー(現任)</p>	一株

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大手上場会社の取締役及び監査役経験者であります。その在任中に培ってきた豊富な見識から当社の監査等委員である取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

同氏には、上記の役割を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者中野淳文氏は補欠の社外取締役(独立役員)候補者であります。
3. 中野淳文氏が社外取締役に就任することとなった場合には、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を3百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することしております。上記候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険の被保険者となる予定であります。

以上

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会において年額12億円以内(うち社外取締役分は年額8千万円以内)とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを促すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法(以下「現物出資交付」といいます。)

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間35万株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額2億4千万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

本議案をご承認いただいた場合、取締役に対する報酬総額に変更はありませんが、構成は下表のとおりとなります。

<取締役の報酬構成>

報酬構成	報酬枠	対象取締役	社外取締役(監査等委員を除く)
月額報酬			
賞与	現金報酬枠	年額12億円以内	年額8千万円以内
株式報酬	株式報酬枠		—

また、各対象取締役への具体的な配分については、報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されると、引き

続き対象取締役は5名となります。

＜譲渡制限付株式報酬制度の内容＞

譲渡制限付株式報酬制度の主な内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。当該報酬制度及び譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項につきましては、当社の取締役会において定めるものといたします。

対象取締役	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）を対象とする。
株式報酬枠	現金報酬枠と株式報酬枠を合わせて年額12億円以内とする。
割り当てる株式の種類及び割り当てる方法	普通株式（譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したもの）を発行又は処分する方法による。
割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年35万株以内とする。
現物出資交付による場合の払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利となるない金額で当社取締役会が決定する。
譲渡制限期間	譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とする。
譲渡制限の解除条件	当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）中、継続して当社の取締役その他の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。 ただし、役務提供期間中に任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数を合理的に調整する。 また、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

当社による無償取得	役務提供期間中に、当社が正当と認める事由以外の事由に基づき、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任または退職した場合には、本割当株式の全部を当社が無償取得する。譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、本割当株式の全部を当社が無償取得する。
-----------	---

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを促すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社の報酬等の内容に関する方針の概要は電子提供措置事項の46頁から47頁に記載のとおりであります。本議案が承認・可決された場合には、本議案に基づく報酬制度に沿ったものとして、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改訂いたします。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式の希釈化率は軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

事業報告

第33期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

■ 当連結会計年度の経過と経営成績

当連結会計年度は増収・増益で着地し、当社グループの新たなる成長ステージに向けて着実にその準備を整えることができた会計年度となりました。

当連結会計年度において、当社グループが全社一体感の指標と捉える成約件数は過去最多の1,146件となり、前連結会計年度の1,050件に比べて96件の増加(9.1%増)となりました。また、当第4四半期連結会計期間（2024年1月～3月）における成約件数は350件と、これまで四半期ベースの過去最多の成約件数であった当第3四半期連結会計期間（2023年10月～12月）の300件を大幅に超え、2四半期連続での更新となりました。

上記の成約件数の大幅増に加えて、ミッドキャップ案件（売上高10億円以上又は利益5千万円以上）に特化した専門部署である成長戦略開発センターによる全社的横断施策が奏功したこと等により、1件当たりのM&A売上高が前連結会計年度同程度の37.2百万円（前年は37.5百万円）を維持することができました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、前年同期と比べて6.8%増の44,136百万円となりました。

次に、当連結会計年度の経常利益は、前年同期比で6.8%増の16,518百万円となりました。

これは、当社グループの強みである金融機関等からのネットワーク案件の増加に伴う売上原価の増加があったものの、他方で譲渡企業受託セミナーの推進等が奏功し、ダイレクト案件の成約状況が回復基調にあることにより売上原価も適正な水準（売上原価率44.2%、前年同期43.1%）にまで改善したこと等によるものです。

着実に成果が出つつあるミッドキャップ案件施策の一層の強化、大規模セミナー等のダイレクト企画を推進する一方で、削減可能な各種費用の抑制等を図った結果、経常利益率は37.4%となり、前連結会計年度の37.5%と比べてほぼ同水準の結果となりました。

	当連結会計年度の業績予想	当連結会計年度の実績	前連結会計年度の実績	業績予想の達成率	前年同期比
売上高	44,000百万円	44,136百万円	41,315百万円	100.3%	+6.8%
営業利益	17,000百万円	16,066百万円	15,298百万円	94.5%	+5.0%
経常利益	17,000百万円	16,518百万円	15,472百万円	97.2%	+6.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	11,000百万円	10,727百万円	9,842百万円	97.5%	+9.0%

当第4四半期連結会計期間における譲渡案件の新規受託件数は327件（前年同期301件）となり、前年同期と比べて26件増加しました。また、同期間における新規の商談開始案件も270件（前年同期249件）と21件増加しております。これらによる豊富な受託残を次年度以降も着実に成約すべく、尽力してまいります。

■ 当連結会計年度の取組

① 地域金融機関との合弁事業

当社と株式会社肥後銀行、台湾の玉山ベンチャーキャピタルの3社共同出資により、当社グループのマッチング力やM&A業務のノウハウ等の強みを活かし、九州企業と日本全国のみならず台湾企業とのマッチングを推進する目的で九州M&Aアドバイザーズ株式会社を設立いたしました。

同社は地域の社会・経済の未来に広範囲に影響を及ぼす事業承継問題について、九州経済の中心である福岡に拠点を置き、福岡や熊本のみならず九州全域を繋ぐことで、持続可能な地域社会の実現と発展に貢献してまいります。

このような合弁事業は株式会社十六フィナンシャルグループとの合弁会社であるN〇B UNAGAサクセション株式会社に続き2件目となっており、地域金融機関との連携を一層強化することでそれぞれの地域経済の持続的成長を支援し続けてまいります。

② ミッドキャップ受託体制の強化

2023年4月に営業本部内に本部横断の組織として成長戦略開発センターを新設しています。同センターは、ミッドキャップ企業開拓の推進に特化したチームと上場企業の子会社売却・事業カーブアウトの検討・実行支援に特化したチームからなります。ミッドキャップ企業に対しては、受託や成約の強化を図るための提案や実行支援を行うと共にミッドキャップ案件開発のための戦略会議の実施、受託・成約に関する最新情報（成功事例やイベント企画等）の社内発信を毎月行っております。上場企業に対しては、事業ポートフォリオの分析や見直し方針の策定、ノンコア事業や子会社の売却などワンストップで顧客を支援しています。両チームとも経験とノウハウを持ったメンバーで構成されており、1件当たりのM&A売上高の持続的な単価向上を図っております。

③ ダイレクトマーケティング戦略

当連結会計年度においては、大規模セミナーイベントである「経営活性化フォーラム」等の各種セミナーを実施し、年間で14,000名を超える方々から参加申し込みを受けております。セミナーでは中小企業の経営課題に関する様々なテーマで講演を行い、今後は継続的にフォローを行い、新規受託のさらなる獲得へ繋げてまいります。

また、エリア（地域）とインダストリー（業種）に特化した戦略も行っております。一

例としては、成長を続ける国内EC市場は小規模事業者が多く、業界の発展のためにはM&Aによる事業拡大が不可欠なため、EC事業及びM&Aの両面に知見のある組織を設立し、成長を支援しております。また、新潟県や宮城県では経営相談窓口を設置し、同県を取り巻く経営環境や効果的な事業承継の進め方について当社代表取締役社長三宅卓がセミナーで講演するだけでなく、コンサルタントが常駐し同県及び近隣の企業の相談に対応する「にいがた経営相談窓口」や「みやぎ経営相談窓口」を開設するなど、セミナーだけではなく地域社会活性化の施策を行っております。

④ TOKYO PRO Market上場支援サービスを通じた地方創生

東京証券取引所が運営するプロ投資家向けの株式市場であるTOKYO PRO Marketへの上場を支援すべく、当社グループは2019年7月にJ-Adviser資格を取得しており、これまで100社を超えるJ-Adviser契約先を担当しております。当連結会計年度においてTOKYO PRO Marketに新規上場を果たした40社のうち、当社グループが上場支援を行った会社は17社となり、全J-Adviserの中で最多の上場実績支援会社となりました。今後も、本質的な地方創生の実現のために、後継者問題をM&Aによって解決することにとどまらず、M&Aのリーディングカンパニーとして、一般市場への市場変更や海外進出、新規事業の創出等、TOKYO PRO Market上場のさらに先を見据えた成長支援サービスを提供していく所存です。

加えて金融機関、会計事務所等との連携もより一層強固にしながら、全国に“スター企業”を創出することで、地域経済の活性化や雇用創出といった真の地方創生の実現に貢献してまいります。

⑤ オンラインM&Aマッチングサイト「BATONZ」

全企業の85%を占める年商1億円未満の小規模事業者のM&Aニーズに対応するべく、グループ会社の株式会社バトンズにてオンラインマッチングサイト「BATONZ」を展開しております。BATONZでは、オンラインならではの「安価な利用料」「迅速性」を実現した上で、当社グループのノウハウを活用し、安心・安全なM&A取引が進められるよう下記のようなサポート体制を整えております。

- A. 提携する専門家 (BATONZパートナープログラム登録者) の中から最適な専門家を紹介
- B. BATONZが認定した調査人による、小規模企業に特化した企業調査「バトンズDD」のサービスの用意
- C. 「バトンズDD」の実施を前提とし、買収後に発覚したリスクに対応するM&A保険「M&A Batonz」を自動付帯

このような取組により、BATONZは累計ユーザー数及び累計成約件数において、日本No.1※の件数となることができました。

※日本マーケティングリサーチ機構調べ 集計期間：2022年1月25日～2022年3月11日_指定領域における市場調査（推計も含む）

財産及び損益の状況の推移については下記(8)をご参照ください。

(部門別売上高)

(単位：千円、%)

部 門	第 32 期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)		第 33 期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	M & A 売 上 高	39,785,631	96.3	42,779,891
会 費 そ の 他 の 収 入	1,530,084	3.7	1,356,998	3.1
計	41,315,716	100.0	44,136,889	100.0

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、企業理念の実現を通じて企業価値の向上を図るため、以下のテーマを自らに課して業務を推進しております。

①コンプライアンス重視の経営の継続

当社グループは、2022年3月期において売上の期間帰属等に関して不適切な報告が発見されたことから、コンプライアンス重視の経営に舵を切りました。今後も以下のとおり弛まずコンプライアンス重視の経営を継続することで再発防止を徹底し、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

・当社グループのパーカス（存在意義）とフィロソフィー（行動規範）の更なる浸透

当社グループは、前連結会計年度において、当社グループのパーカス（存在意義）とフィロソフィー（行動規範）を定義しました。当社グループは何のために存在しているのか、そのために当社グループの役職員は、どのような規範、判断基準のもと行動しなければならないのかを明確に定義し、当連結会計年度においても全社員に対しフィロソフィー研修やeラーニングで啓蒙する等、継続的にコンプライアンス意識の醸成と組織文化への定着を図っております。

・通報窓口の充実強化、営業部門のキーパーソンとの定期的な面談の実施

当社グループの内部の相談・通報窓口を社内ポータルサイトのトップページに設置し、全社員に周知しております。今後とも社員が日常の中で疑問に感じたこと、気づいたことを気

軽に相談・通報できる風通しの良い会社であり続けるよう注力しております。

また、当連結会計年度においても株式会社日本M&Aセンターの営業部門のグループリーダー職以上のキーパーソンとチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）又は当社の社外取締役との定期的な面談を実施し、営業部門とコンプライアンス部門等との間に定期的にコミュニケーションの機会を設けることで、信頼関係を涵養し、不正の未然防止・早期発見に役立てております。

- ・コンプライアンス所管部署及びCCOによるコンプライアンス体制とリスクマネジメントの強化

前連結会計年度より当社及び株式会社日本M&Aセンターにおいてコンプライアンス統括部の責任者であるCCOが就任し、コンプライアンス関連のルールの見直しやグループコンプライアンス体制の構築準備を行う等、コンプライアンス体制の充実を図りました。また、CCOがリスクマネジメント委員会委員長を兼任することでリスクマネジメントの強化を図っております。

- ・監査・監督部門の体制強化

当社では内部監査経験の豊富な「内部監査部門の専担者」を配置し、監査・監督体制の強化に努めております。

- ・実効性のあるコンプライアンス研修・教育の実施

当連結会計年度においても株式会社日本M&Aセンターの管理職向けのコンプライアンス研修を実施する等、役員・全社員を対象として定期的にコンプライアンス研修を実施いたしました。

また、当社グループ役員・全社員が遵守すべき「グループコンプライアンス基本指針」を定め、周知徹底を行うことで継続的にコンプライアンス意識の醸成を図っております。

- ・総合的な人事評価の採用及び四半期業績達成に関する経営管理手法の見直し

株式会社日本M&Aセンターの人事評価につきましては、昇給要件に「倫理観」の項目を盛り込み、多面的かつ定性的な評価を実現する新人事制度を策定し、前連結会計年度の評価から新制度での運用を開始しております。

- ・営業組織の見直し

株式会社日本M&Aセンターの営業組織は、全部員にマネジメントが行き届く、1部署15名程度の適正な人員配置とし、不正の再発防止に努めております。

- ・売上報告及び売上計上に関する業務フローの再構築

現在は売り手と買い手それぞれから株式譲渡契約書・基本合意書のコピーを入手し、かつ双方から当該契約が締結されたこと等を明記した確認書の原本を入手することにより、各契約を締結した事実を確認するフローを構築し、四半期毎に全社員通知を行うことで継続的に

周知しております。

- ・契約文書等ドキュメント管理の徹底

株式会社日本M&Aセンターのドキュメント管理部において文書管理ルールの策定、システム改修を適宜行っております。

- ・業務管理部、プロセス管理部による業務の健全化と品質向上

業務や業務プロセスを正確に正しく行なうことが不正防止と顧客満足に繋がり、結果として生産性の向上に直結するとの考えから、業務管理部はドキュメント管理部と、プロセス管理部は品質本部とそれぞれ連携して業務の健全化と品質向上を図っております。特に業務プロセスにおいては、中小企業庁が定める「中小M&Aガイドライン」およびM&A仲介協会が定める「倫理規定」や「業界自主規制ルール」の遵守を徹底しています。

②コンサルタント数純増のための施策

優秀なコンサルタントとなり得る候補者をより多く採用し、併せて、それらの方々の成長・活躍を支援し、もって離職率を下げるることは当社グループの重要課題であります。

具体的な採用の施策としては、採用はトップマターとの認識のもと、休日を活用した当社役員による会社説明会の開催、および役員との即決採用面接を実施しております。また、リファラル採用（社員からの紹介による採用）の強化をして優秀なコンサルタントの確保に注力しております。

採用したコンサルタントは、入社後、各種社内研修と現場でのOJTを充実することにより、着実に育成し、早期戦力化を図っております。

同時に、優秀な人材の離職の防止も重要なテーマと考えており、とりわけ中堅人材の離職、3年未満の人才の離職、それぞれに対して適切な対応を行っています。

具体的には当社役員等が、部長陣等の管理者層、中核コンサルタント層、社歴の浅い若年層と各層に対しそれぞれ定期的な面談プログラムを設定し、それらを実行することで離職率の低減に努めています。

③生産性の向上（「成約単価」及び「コンサルタント1人当たり売上高」の改善）

当連結会計年度は、過去最多の成約件数（1,146件、譲渡・譲受は別カウント）を記録し、また成約単価を維持したことにより前年比で增收増益となりました。

当社グループは次連結会計年度以降も引き続き下記の対策を実行してまいります。

- ・マネジメント体制の適正化

営業本部において1部署がマネジメントする人数は合計15名程度が最適であると判断しております。これは当社グループの人材は社歴の浅い者が多く、彼らに対する個別の指導と同時に各案件にも関与して指導をしていくための最適な人数が15名程度であると考えているからであります。前連結会計年度においては中堅層の退職により適切なチーム編成によるマネジメントができなかった面がありましたが、当連結会計年度は成長した中堅層を部長、グループリーダーに登用し、1部署のマネジメント人数を合計15名程度とすることで、継

統的に組織の最適化を図っております。次連結会計年度以降も引き続き適正な人員配置を継続してまいります。

・人材育成制度の強化、充実

前連結会計年度以降、下記の施策により人材育成制度の強化、充実を図っております。

- (1)社歴1年未満のコンサルタントに対しては、先輩社員とペアを組んで、案件成約まで一体となり案件遂行するOJT制度（2 in 1制度）を実施しています。
- (2)社歴3年以下の新人層、社歴4年目からの中堅層、グループリーダーたるベテラン層と階層別の育成制度を更に充実させ、当社グループで成功しているコンサルタントのノウハウを共有し、当社グループのコンサルタントとしての基本理念・基本行動を伝承する研修を継続して実施しています。
- (3)上記の各施策を着実に行なうことで生産性が向上し、ひいてはコンサルタントの定着率の改善に寄与すると期待しています。

・リードタイムの短縮と成約率の向上

当社グループにおいては、譲渡企業を受託した後、丁寧に企業評価書、企業概要書の作成等の案件化作業を行い、幅広く譲受企業へのマッチング活動を行い、その後、譲渡企業と譲受企業との各種交渉ステージに入るプロセスを実践しております。この結果として、当社グループは高い成約率を誇っています。一方で、当社グループがさらに生産性を上げるために「リードタイムの短縮」と「成約率の向上」が必須条件と考えております。これを実現するため、各プロセスを検証し、更に見直すことによりリードタイムの短縮を図っております。

また、マッチング活動の質と量をともに見直すこと等により成約率の更なる向上を図ります。

・ミッドキャップ案件への取組の強化

成約単価の維持向上は収益改善の重要なテーマです。前連結会計年度においては、報酬単価が高いミッドキャップ企業（売上高10億円以上又は利益5千万以上の企業）向けの企業開拓の推進に特化したチームである成長戦略開発センターを新設しました。同センターは、ミッドキャップ企業開拓の推進に特化し、1件当たりのM&A売上単価を継続的に維持することを目指しており、今後も注力してまいります。

・新規の譲渡受託件数の増加のための取組

当社の案件開拓の基盤は金融機関や会計事務所などの情報ネットワークにあります。一方、M&Aが一般化してきた現在、ダイレクトマーケティングによるソーシング（案件開拓）は非常に重要です。

また、ダイレクト案件は粗利率が高いため、ネットワークのソーシングとともにダイレクトの案件も増加させることが利益の改善にとって極めて重要になります。

当連結会計年度から大規模セミナーを本格再開するとともに、地域特化戦略を新潟県や宮

城県において実施する等、ダイレクト戦略を見直し、強化いたしました。次連結会計年度も引き続きダイレクトマーケティング戦略を強化してまいります。

④顧客・提携先・株主・社員とのエンゲージメントの強化

M&Aは安全安心な手段であるとお客様に実感していただけるよう、当社グループではM&Aプロセスの品質向上だけでなく、M&A成約後も含めた顧客満足度の追求に取り組んでいます。

顧客満足向上のために「M&Aセレモニスト」を配置し、M&A成約式の演出構想、準備、会場設営等の企画から運営までを執り行っています。当連結会計年度においては当社グループ成約案件のうち85.6%で成約式を実施しました。

顧客満足度を向上させるため、買手企業に対してPMIコンサルティングの実行、表明保証保険の付保などを行い、譲渡オーナーに対しては「ザ・ウェイ」という伝記の作成や第二の人生設計、財産承継のコンサルティングなどのサービスを行っています。

また、当社グループは全国の会計事務所、地域金融機関（地方銀行・信用金庫）や大手金融機関（メガバンク、証券会社）等と提携し、M&A案件の約6割の紹介を受けております。提携先に当社グループのナレッジやシステムを共有することで更に連携を強化し、安心安全なM&Aを広めてまいります。

株主向けには2022年度より統合報告書を発行し、当社グループの企業価値が持続的に向上するための施策や社会課題の解決に寄与する取り組みを紹介していることに加え、機関投資家や個人投資家向け決算説明会を全世界同時通訳配信で定期的に開催する等、当社業容の更なる理解の発信に努めています。

また、IRにも力を入れ、代表取締役がアメリカ、ヨーロッパの投資家を回ってダイレクトに成長戦略などを説明するIRを行っています。

加えて当社グループでは、定期的に従業員サーベイを実施し、社員の声を吸い上げ、改善・実現することに積極的に取り組んでおります。また、各種部活動も活発に行っており、社員間のコミュニケーションの活性化を促し、社員の更なるモチベーション向上につなげております。

⑤DX・A.Iの活用への取組

生産性アップの為には、DXやA.Iの活用は不可欠であります。当社グループでは以前から過去の膨大な成約事例に基づいたデータベースを構築しており、DXやA.Iの活用に積極的に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

①設備投資の状況

重要な該当事項はありません。

②資金調達の状況

株式会社三井住友銀行をアレンジャー及びエージェントとするシンジケートローン契約を締結し、7,000,000千円の借入による資金調達を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度 第30期	2021年度 第31期	2022年度 第32期	2023年度 第33期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	34,795,191	40,401,573	41,315,716	44,136,889
経常利益(千円)	15,468,631	16,864,064	15,472,889	16,518,756
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	10,678,940	11,437,560	9,842,935	10,727,734
1株当たり当期純利益(円)	32.46	34.60	29.76	33.04
総資産(千円)	54,110,437	58,919,184	65,765,062	58,640,609
純資産(千円)	44,690,465	51,026,002	54,720,538	43,973,612

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算出しております。
2. 2023年度(当連結会計年度)の状況につきましては、前記(1)事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。
3. 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
2020年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第30期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
5. 第31期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第31期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(9) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本M&Aセンター	100百万円	100.0%	M&A仲介業務
株式会社経営プランニング研究所	20百万円	100.0%	経営コンサルティング業務
株式会社企業評価総合研究所	10百万円	100.0%	企業評価に関する業務
株式会社日本PMIコンサルティング	50百万円	100.0%	PMIコンサルティング業務

- (注) 1. 株式会社日本M&Aセンターの2024年3月期の売上高は43,298,516千円、当期純利益は10,461,280千円であります。
 2. 株式会社経営プランニング研究所の2024年3月期の売上高は1,260千円、当期純利益は254千円であります。
 3. 株式会社企業評価総合研究所の2024年3月期の売上高は1,069,200千円、当期純利益は107,816千円であります。
 4. 株式会社日本PMIコンサルティングの2024年3月期の売上高は395,026千円、当期純利益は156,434千円であります。

②重要な持分法適用関連会社の状況

会 社 名	資本金又は 出資金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクストナビ	40百万円	50.00%	事業承継に関する調査、研究、診断及び指導
株式会社バトンズ	100百万円	32.47%	小規模M&Aマッチング事業
株式会社日本投資ファンド	8百万円	50.00%	プライベートエクイティファンドの管理、運営業務
株式会社サーチファンド・ジャパン	10百万円	27.50%	投資事業有限責任組合への出資及び投資事業有限責任組合の組成・運営に関する業務

③事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

④その他の 該当事項はありません。

(10) 事業内容

当社グループは、2021年10月1日付で純粹持株会社体制へ移行し、グループ全体を通してこれまで以上にそれぞれの領域における専門性を高め、幅広い業務を行っております。当社グループはM&Aの仲介を主たる業務としており、M&Aにおける全てのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるM&A総合企業を標榜しています。

国内の中堅中小企業の案件を中心に業務を行っており、M&A業務を通じて企業の存続と発展に貢献することを企業理念として掲げております。

企業は社会の公器であります。その公器たる企業の深刻な後継者問題・先行き不安問題を解決し、事業を存続させること、そしてさらに、相乗効果の発揮によりその事業を発展させ、譲渡側・譲受側の両当事者はもとより、従業員、取引先等のステークホルダー全員が幸福になる友好的M&Aを実践すること、これらのことが、当社グループの社会的ミッションであり、当社グループは構築した全国的情報ネットワークを背景にこのようなM&Aのいわばプラットフォームの役割を担うべきものと考えております。

M&Aの仲介業務を遂行するためには優良な案件情報が最も大切ですが、当社グループでは案件情報に下記のとおり多面的にアプローチすることにより効率的に取得しています。

- ・金融機関、会計事務所等を中心とした当社の情報ネットワークを通じてのアプローチ
 - ・上場企業を含む一般事業法人、ファンド等に直接コンタクトし、また、各種ダイレクトマーケティングの手法により潜在的顧客に直接コンタクトするアプローチ
 - ・特定の業種に専門特化し、専門的知見に基づくコンサルテーションによるアプローチ
- これらを効率よくかつ専門的にサポートするために、当社グループでは営業本部内にそれぞれの部署を設置し営業活動をしています。

M&A周辺分野といたしましては、2016年1月に設立した当社の連結子会社である株式会社企業評価総合研究所は、企業評価に係る業務を行っております。

2018年4月には、株式会社バトンズ及び株式会社日本PMIコンサルティングを設立いたしました。株式会社バトンズは、小規模事業者が活用できるインターネットによるM&Aマッチングサービス事業を行っております。株式会社日本PMIコンサルティングは、M&Aを成約した後に、速やかかつ円滑に事業統合するためのコンサルティング事業を行っております。

ファイナンシャル周辺分野といたしましては、日本プライベートエクイティ株式会社を2000年10月に設立して以来、同社を通じて事業承継をテーマとするファンド運営事業を行っております。また、2018年1月には、株式会社日本政策投資銀行と合弁で株式会社日本投資ファンドを設立し、成長戦略をテーマとしたファンド運営事業も開始いたしました。

加えて、2020年10月には、伊藤公健氏、キャリアインキュベーション株式会社、株式会社日本政策投資銀行と合弁で株式会社サーチファンド・ジャパンを設立し、個人によるM&A支援をテーマとしたファンド運営事業も開始いたしました。

(11) 事業所の状況

本 社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
西 日 本 支 社	大阪府大阪市北区角田町8番1号
中 部 支 社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
九 州 支 店	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
中 四 国 支 店	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号
北 海 道 営 業 所	北海道札幌市中央区大通西四丁目6番1号
沖 縄 営 業 所	沖縄県那覇市久茂地一丁目7番1号
イ ン ド ネ シ ア 駐 在 員 事 務 所	Sentral Senayan II ,16th floor, Jl.Aisia Africa No.8 , Kelurahan Gelora, Kecamatan Tanah Abang, Kota Administrasi Jakarta Pusat, Provinsi DKI Jakarta, Indonesia, 10270
(現地法人)	
Nihon M&A Center Singapore Pte. Ltd.	Level 17, 6 Battery Road, Singapore 049909
(現地法人)	
Nihon M&A Center Vietnam co., LTD.	Level 46, Bitexco Financial Tower, 2 Hai Trieu Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
(現地法人)	
Nihon M&A Center Malaysia Sdn. Bhd.	Level 31-19, Q Sentral, Jalan Stesen Sentral 2, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia
(現地法人)	
Nihon M&A Center (Thailand) Co., Ltd.	548 One City Centre Building 19th floor, Unit 1904, Ploenchit Road, Lumpini Pathumwan Bangkok 10330 Thailand

(12) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,043名	△40名	34.9歳	4.3年

(13) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	6,300,000 千円

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする2社による協調融資であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 576,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 336,934,800株
 (3) 株 主 数 108,305名

(注)発行済株式の総数には、自己株式19,771,901株を含んでおります。

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	48,851,300	15.40
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	30,643,500	9.66
三宅 卓	20,831,714	6.57
分林 保弘	8,616,800	2.72
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	5,337,261	1.68
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS N ON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	5,185,083	1.63
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	5,052,838	1.59
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	4,976,573	1.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,659,096	1.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,799,800	1.20

(注)持株比率は、自己株式19,771,901株を控除して計算しております。

(5) 職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年10月30日の取締役会の決定に基づく新株予約権

新株予約権の概要

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| ・新株予約権の数 | 9,572個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 3,828,800株(新株予約権 1個当たり 400株) |
| ・割当者数 | 294名 |
| ・新株予約権の払込金額 | 1個当たり1,300円 |
| ・新株予約権の行使価額 | 1株当たり1,373円 |
| ・新株予約権の行使期間 | 2022年7月1日から2024年6月30日まで |
| ・新株予約権の行使条件 | |

イ. 本新株予約権は、当社の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（i）乃至（iii）に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（i）2019年3月期に115億円超過し、且つ2020年3月期に125億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%行使可能

（ii）2021年3月期に135億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%行使可能

（iii）2022年3月期に150億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%行使可能

ただし、2019年3月期乃至2022年3月期の経常利益が90億円を下回った場合、上記（i）乃至（iii）にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。

□. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時までに退職・退任した者は権利行使することができず、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記イの条件が満たされた時点において当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ. その他の細目は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 宅 卓	株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長
専務取締役	檜木 孝磨	管理本部管掌 株式会社日本M&Aセンター専務取締役
常務取締役	大 槻 昌 彦	株式会社日本M&Aセンター常務取締役 株式会社日本投資ファンド代表取締役
取 締 役	竹 内 直 樹	戦略本部長 株式会社日本M&Aセンター取締役
取 締 役	熊 谷 秀 幸	品質本部長 株式会社日本M&Aセンター取締役
取 締 役	森 時 彦	株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング 代表取締役
取 締 役	竹 内 美奈子	株式会社TM Future代表取締役 株式会社滋賀銀行社外取締役 三菱製鋼株式会社社外取締役
取 締 役	Smith, Kenneth George	FTIコンサルティング コーポレートファイナンスシニアマネジングディレクター
取 締 役	錦 戸 景 一	光和総合法律事務所代表弁護士 サイホー株式会社社外監査役
取 締 役	大 里 真理子	株式会社アークコミュニケーションズ代表取締役 パンチ工業株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 山 巖	株式会社日本M&Aセンター監査役
取 締 役 (監査等委員)	山 田 善 則	株式会社フィット社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	松 永 貴 之	マイル法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 森時彦氏、竹内美奈子氏、Smith, Kenneth George氏、錦戸景一氏、大里真理子氏、山田善則氏及び松永貴之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 山田善則氏は、保険会社など大手金融機関の取締役及び監査役経験者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 森時彦氏、竹内美奈子氏、Smith, Kenneth George氏、錦戸景一氏、大里真理子氏、山田善則氏及び松永貴之氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 2024年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況	
	異動後	異動前
三宅 卓	株式会社日本M&Aセンター代表取締役会長	株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長
大槻 昌彦	株式会社日本M&Aセンター専務取締役	株式会社日本M&Aセンター常務取締役
竹内 直樹	戦略本部長 株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長	戦略本部長 株式会社日本M&Aセンター取締役
熊谷 秀幸	品質本部長 株式会社日本M&Aセンター常務取締役	品質本部長 株式会社日本M&Aセンター取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び執行役員並びに子会社の役員及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

①報酬の種類別の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 取締役の 員数
		業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	その他の 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (内、社外取締役)	351 (54)	—	—	351 (54)	12 (6)
取締役 (監査等委員) (内、社外取締役)	36 (21)	—	—	36 (21)	3 (2)

(注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は2021年6月24日開催の定時株主総会において、年額12億円以内 (うち社外取締役は年額8千万円以内) と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の員数は10名 (うち社外取締役3名) となっております。なお、2022年6月23日開催の定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く。) の員数については、15名以内へ変更しております。

2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は2016年6月24日開催の定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役 (監査等委員) の員数は3名となっております。なお、2022年6月23日開催の定時株主総会において、取締役 (監査等委員) の員数については、7名以内へ変更しております。
3. 上記の取締役 (監査等委員を除く。) の報酬額及び人数には、2023年6月23日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。

②業績連動報酬等に関する事項

当社は、事業成績を最も適切にあらわすことができる指標として、連結経常利益を指標として選択しております。この連結経常利益の達成水準を指標とし、実支給額の決定にあたっては、過半数を社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）で構成する報酬諮問委員会（以下「報酬諮問委員会」という。）において各取締役の業績連動報酬額について審議、決定し、その答申を踏まえ取締役会において支給額を決定いたします。

なお、当連結会計年度においては、通期業績予想の経常利益17,000百万円に対して、連結経常利益は16,518百万円（予算達成率97.2%）となっており、当社取締役へ業績連動報酬を支給しておりません。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、役位、在位年数、業績への貢献度等を考慮して株主総会で決議された総額の範囲内において決定するものとします。種類別の報酬割合及び個人別の報酬額等については、報酬諮問委員会において審議、決定し、その答申を踏まえ取締役会において決定します。なお、当社は、2020年5月15日の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

（5）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役森時彦氏は、株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティングの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティングとの間には、重要な取引はございません。

取締役竹内美奈子氏は、株式会社TM Futureの代表取締役、株式会社滋賀銀行の社外取締役及び三菱製鋼株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社TM Future、株式会社滋賀銀行及び三菱製鋼株式会社との間には、重要な取引はございません。

取締役Smith, Kenneth George氏は、FTIコンサルティングのコーポレートファイナンスシニアマネジングディレクターを兼務しております。なお、当社とFTIコンサルティングとの間には、重要な取引はございません。

取締役錦戸景一氏は、サイバー株式会社の社外監査役及び光和総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社とサイバー株式会社及び光和総合法律事務所との間には、重要な取引はございません。

取締役大里真理子氏は、株式会社アークコミュニケーションズ代表取締役及びパンチ工業株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社アークコミュニケーションズ及びパンチ工業株式会社との間には、重要な取引はございません。

取締役(監査等委員)山田善則氏は、株式会社フィットの社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社と株式会社フィットとの間には、重要な取引はございません。

取締役(監査等委員)松永貴之氏は、マイル法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社とマイル法律事務所との間には、重要な取引はございません。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役森時彦氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全て、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会8回の全てに出席し、企業経営者として培ってきた知識・見地や、豊富なM&A経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役竹内美奈子氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全て、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会1回に出席し、タレントマネジメントについての豊富な知識や経験に加え、企業経営者として培ってきた豊富な経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役Smith, Kenneth George氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、就任後における当事業年度に開催された指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に7回のうち3回出席し、クロスボーダーM&AやPMIについての豊富な知識や経験に加え、企業経営者として培ってきた豊富な経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役錦戸景一氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、弁護士としての豊富な知識や経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役大里真理子氏は、就任後における当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回出席し、企業経営者として培ってきた豊富な経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役(監査等委員)山田善則氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査等委員会20回のうち18回、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会8回全てに出席し、主に大手金融機関の取締役及び監査役在任中に培ってきた知識・見地から発言を行っております。

取締役(監査等委員)松永貴之氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査等委員会20回の全てに出席し、中小企業のM&Aや事業承継について弁護士として関与した豊富な知識と経験に基づく見地から発言を行っております。

③社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役森時彦氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、

当社の経営全般の質的向上、及びファンド関連ビジネスについての助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役竹内美奈子氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上、及び女性活躍や女性管理職の登用についての活動や具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役Smith, Kenneth George氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上、及びクロスボーダーM&AやPMIについて具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待に足りる役割を果たしていただきました。

取締役錦戸景一氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びM&Aや企業法務関連の具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役大里真理子氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びM&AやDX関連業務の具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役(監査等委員)山田善則氏は、大手金融機関の取締役及び監査役経験者として培ってきた知識・見地から助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役(監査等委員)松永貴之氏は、中小企業のM&Aや事業承継について弁護士として関与した豊富な経験と見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及び監査に活かしていただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

47,000千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監

査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の会社法等関連法令違反、独立性、専門性、職務執行状況、その他の諸般の事情を総合的に判断して、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2024年5月16日付の取締役会決議で一部改定を行っております。

その内容は以下のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、企業理念「M&A業務を通じて企業の存続と発展に貢献する」、及びパーカス「最高のM&Aをより身近に。」の実現のためにコンプライアンスの徹底が最優先の基本事項であるとの認識に立ち、当社代表取締役社長がコンプライアンス重視の経営を経営方針とする明確なコミットメントを行っております。

このコミットメントを実効性のあるものとするため、以下の体制を構築し、コンプライアンスを推進します。

(1) 企業理念、パーカス、及び「正しいことを正しく」というフィロソフィー（行動規範）に基づき当社及び子会社並びにそれらの取締役等及び使用人が遵守すべき基本事項を定めた「グループコンプライアンス基本指針」及びコンプライアンス体制整備に係る基本事項を定めた「コンプライアンス規程」を策定し、その周知徹底を図っております。

- (2) 当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンス上の問題点の把握とその対処等を遂行するコンプライアンス責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を任命し、CCOの諮問機関としてコンプライアンス委員会を、CCOの事務局としてコンプライアンス統括部を設置しております。また、子会社にコンプライアンス責任者を設置し、定期的な情報共有等を行うことで、コンプライアンス体制の充実を図ります。
- (3) コンプライアンス統括部は、当社及び子会社のコンプライアンス違反を未然に防止し、仮にコンプライアンス違反又はそのおそれのある事象が発生した際は、可及的速やかに対応します。また、「グループコンプライアンス基本指針」の解説等を盛り込んだコンプライアンスハンドブックの編纂及び配付、定期的なコンプライアンス研修の実施により当社及び子会社のコンプライアンス意識の向上・維持を図っております。
- (4) 当社及び子会社の取締役等及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査等委員会による監査及び内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査室については、1名を専従とし、また、補助者を配属して内部監査機能の充実を図っております。
- (5) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が不利益を被る危険を懸念することなく、コンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為等に関する内部通報制度を整備しており、守秘義務を負う相談・通報窓口を設置し、コンプライアンス違反行為の未然防止に努めております。内部通報機能が充実するよう、当社及び子会社の取締役等及び使用人全員に対し、コンプライアンス違反行為を発見した時には相談・通報窓口等に通報する義務を課しております。
- また、相談・通報に加え、コンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為に関する情報を取得できるよう、常勤取締役らにおいて、当社及び子会社の使用人と積極的にコミュニケーションを図っております。
- (6) 当社は、「グループコンプライアンス基本指針」において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する旨を宣言し、同方針を社内掲示するとともに社内研修等でその周知徹底を図っております。

- ②当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役等の職務執行の効率化を図るため以下の体制を構築しております。
- (1) 当社は、毎月1回以上定時取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、「取締役会規程」に定めた取締役会承認事項の決定のほか、経営上の重要事項に関する協議を行い、取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- (2) 特に重要事項については原則として毎週開催される経営会議における審議を経て取締

役会に諮っております。経営会議は、常勤取締役に加え、常勤監査等委員及びCCOを構成員とし、さらに子会社の役員・執行役員等も出席し、当社及び子会社の経営課題を多角的な視座から討議しております。

- (3) 子会社においても、定時に取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- (4) 当社及び子会社の規模等に応じて執行役員制度を導入し、執行役員による取締役の職務の適切なサポートを行っております。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、専属の部署である文書管理課が「文書管理規程」に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを隨時閲覧に供することができるようにしております。

④当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険に対応できるよう、以下の体制を構築しております。

- (1) 「リスクマネジメント規程」に基づき、CCOを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行っております。
- (2) リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規程」に定めるリスク分類に基づいて当社及び子会社における重要リスクのマネジメントに係る諸事項を協議し、経営会議に報告又は提言及び取締役会へ定期的に報告を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の指導・助言等を受けております。
- (3) 重大な損失の危険が発生した場合には、当社及び子会社は「危機管理規程」に基づき対応することとしております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するため以下の体制を構築しております。

- (1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社所定の事項を実施する際には、当社との事前協議を要することとしております。また、子会社の事業領域に応じて設置したM&Aストラテジック会議、ファイナンシャルストラテジック会議（両会議とも当社常勤取締役並びに子会社の取締役・執行役員等で構成）を定期的に開催し、子会社の事業運営、業務執行等の報告を受ける場及び情報共有の場としております。また、子会社取締役と日常的な意思疎通を図っており、企業集団としての経営について協議する他、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとっております。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社より事業活動の報告に係る文書の提

出を受けることにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を把握しております。当該文書について当社の取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを隨時閲覧に供することができるようにしております。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置き、監査等委員会の指示に従いその職務を補助しております。

⑦前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

使用人の独立性及び指示の実効性を確保するため以下の事項を実施します。

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に関し、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- (2) 当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は監査等委員会の職務の補助業務を優先するものとしております。

また、当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は監査等委員会の職務の補助業務を優先するものとします。

これらにより当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保いたします。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対する報告等の体制として以下の体制等を構築しております。

- (1) 監査等委員は、定例取締役会及び臨時取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、また、当社及び子会社の取締役及び使用人から、重要事項の報告を求めるができるものとし、当社及び子会社の取締役及び使用人は、上記の求めに応じて必要な報告を行うものとしております。
- (2) 当社及び子会社は、「相談・通報手続規程」により、監査等委員に対しコンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為の通報等を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該通報等を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査等委員の職務の執行において合理的に生ずる費用の前払い又は償還、その他

当該職務の執行について生ずる費用債務を、監査等委員からの当該費用債務の請求に基づき、速やかに支弁するものとしております。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査の実効性を確保するため以下の体制を構築しております。

- (1) 監査等委員会は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」を定めるとともに、監査計画書を作成し取締役会でその内容を説明し、履行に関しての理解と協力を得るものとしております。
- (2) 監査等委員会は、内部監査室に必要な調査を依頼することができ、内部監査室はこれに協力するものとしております。監査等委員会は、内部監査室による内部監査の結果の報告を受けるため、内部監査室との間で定期的な報告会を開催しております。
- (3) 内部監査室のスタッフの選任及び異動については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- (4) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うものとし、また、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間でも、定期的に報告会を行うものとしております。
- (5) 監査等委員会は、社外取締役と定期的に意見交換及び報告会を行うものとしております。

このように、監査等委員会は、多角的・定期的に意見交換を行うものとし、また、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間でも、定期的に報告会を行うものとしており、これにより、当社の監査の実効性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、業務の適正を確保するための体制の運用として、本募集通知33頁から37頁に記載の各施策を実行しております。その他当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①コンプライアンス重視の経営を行うために、前事業年度において経営陣によるパーカス及び経営方針の見直しを行い、社員の声を取り入れた新パーカスやその行動指針となるフィロソフィーを策定いたしました。これらを全社員に浸透させるべく、毎月の全社員を対象とした会議等でこの重要性に随時言及するとともに、携帯用の小冊子を配布していくでも確認できるようにしたりする工夫を行っています。
- ②パーカス、フィロソフィー策定に伴い「コンプライアンス10か条」を「グループコンプライアンス基本指針」に改定し、社内ポータルサイトへの掲載及び社内研修によりコンプライアンスの重要性を周知しています。
- ③コンプライアンス統括部により定期的にコンプライアンス研修を実施いたしました。また、座学だけでなくeラーニング研修も導入し、全社員の継続的なコンプライアンス意識の醸成に努めています。
- ④当事業年度において取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、月次業績の分析、報告等を行い、取締役の職務執行状況の監督を行いました。
- ⑤経営会議において毎週数時間に及ぶ様々な議論を行い、取締役会付議事項の審議等に加え、経営に関する意思決定を行っております。
- ⑥リスクマネジメント規程に定めるリスク分類に基づき、リスクマネジメント委員会及び経営会議で当社及び子会社の社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施いたしました。
- ⑦当社グループの保有する情報及び情報システムの重要性を強く認識し、独自の情報セキュリティルールを策定し、厳格な運用を行っております。
- ⑧当事業年度において監査等委員会を20回開催しました。監査等委員会は監査方針、監査計画を決定し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いました。また、各監査等委員は、内部監査室と定期的な報告会を行い、代表取締役社長、会計監査人とは定期的な意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

当社では、現時点で買収防衛策は導入しておらず、日々のたゆまぬ経営努力により企業価値を向上させることこそが買収防衛につながるものと認識しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より前第32期に至るまで安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を主軸に、配当を継続的に実施いたしましたく考えております。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化、将来にわたる安定した株主利益の確保、事業の拡大のために有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の処分・活用につきましては、当社グループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	42,386,566	流動負債	9,485,426
現金及び預金	37,439,818	買掛金	924,045
売掛金	2,579,173	1年内返済予定の長期借入金	1,400,000
前払費用	517,813	未払費用	2,011,368
その他の	1,851,973	未払法人税等	2,704,829
貸倒引当金	△2,211	契約負債	327,026
		預り金	229,261
		賞与引当金	307,453
		その他の	1,581,440
固定資産	16,254,042	固定負債	5,181,570
有形固定資産	511,808	長期借入金	4,900,000
建物	344,229	長期未払金	168,792
その他の	167,579	繰延税金負債	112,778
無形固定資産	173,846		
投資その他の資産	15,568,387	負債合計	14,666,996
投資有価証券	11,850,514		
繰延税金資産	392,792	純資産の部	
長期預金	1,008,468	株主資本	43,234,214
その他の	2,316,612	資本金	4,045,552
		資本剰余金	3,993,551
		利益剰余金	54,158,155
		自己株式	△18,963,044
		その他の包括利益累計額	662,985
		その他有価証券評価差額金	592,244
		為替換算調整勘定	70,740
		新株予約権	12,443
		非支配株主持分	63,968
		純資産合計	43,973,612
資産合計	58,640,609	負債純資産合計	58,640,609

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 売	上 上 上	高 原 総 利 益
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		44,136,889
営 業 利 益		19,500,556
営 業 外 収 益		24,636,333
受 取 利 息		8,569,355
受 取 配 当 金		16,066,977
投 資 事 業 組 合 運 用 益		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		37,831
雜 収 入 他		41,020
そ の 他		31,196
		428,211
		24,009
		1,480
営 業 外 費 用		563,750
支 払 利 息		
為 替 差 損		14,679
支 払 手 数 料		25,111
雜 損 失		66,246
		5,932
經 常 利 益		111,971
特 別 利 益		16,518,756
有 形 固 定 資 産 売 却 益		952
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		952
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		16,519,708
法 人 税 等 調 整 額		5,557,287
当 期 純 利 益		218,730
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,776,017
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,743,691
		15,956
		10,722,734

連結株主資本等変動計算書
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,045,552	3,908,630	51,052,399	△4,963,063	54,043,518
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△7,537,179		△7,537,179
連 結 範 囲 の 変 動 又 は 持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 動		△17,610	△84,799		△102,409
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		102,531			102,531
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			10,727,734		10,727,734
自 己 株 式 の 取 得				△13,999,980	△13,999,980
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	84,921	3,105,756	△13,999,980	△10,809,303
当 期 末 残 高	4,045,552	3,993,551	54,158,155	△18,963,044	43,234,214

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支 配 株主持分	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	357,701	29,940	387,641	14,404	274,974	54,720,538
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当						△7,537,179
連 結 範 囲 の 変 動 又 は 持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変						△102,409
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動						102,531
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						10,727,734
自 己 株 式 の 取 得						△13,999,980
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	234,543	40,800	275,343	△1,960	△211,005	62,377
当 期 変 動 額 合 計	234,543	40,800	275,343	△1,960	△211,005	△10,746,925
当 期 末 残 高	592,244	70,740	662,985	12,443	63,968	43,973,612

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………13社

子会社は全て連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の名称……………主要な子会社名は次のとおりであります。

株式会社日本M&Aセンター

株式会社経営プランニング研究所

株式会社企業評価総合研究所

株式会社日本PMIコンサルティング

その他9社

なお、株式会社バトンズについては、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなつたため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社に移行しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項……………連結子会社のうち、その他5社の決算日は12月31日であり、連結決算日(3月31日)と異なっておりますが、決算日の差異が3か月を超えていないので、連結計算書類の作成に当たっては当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数……………11社

- (2) 持分法を適用した関連会社の名称……………主要な持分法適用関連会社名は次のとおりであります。
- 株式会社ネクストナビ
株式会社バトンズ
株式会社日本投資ファンド
株式会社サーチファンド・ジャパン
その他7社
- なお、株式会社バトンズについては、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社に移行しております。
- (3) 持分法を適用していない関連会社数……………1社
- (4) 持分法を適用していない関連会社の名称……………株式会社みらい会計コンサルティング
(持分法を適用しない理由)
持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
- (5) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法によっております。

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合への出資……………組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。但し、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。(主な耐用年数 建物27年～39年、その他4年～15年)

無形固定資産

ソフトウエア……………社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を(自社利用)採用しております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び、企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年～15年で均等償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)**連結損益計算書**

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」(前連結会計年度3,200千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 832,934千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 336,934,800株

2. 配当に関する事項**(1) 配当金支払額**

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,971,156	12円00銭	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年10月27日 取締役会	普通株式	3,566,022	11円00銭	2023年9月30日	2023年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会(予定)	普通株式	利益 剰余金	3,805,954	12円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 3,828,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金及び買掛金は、通常の活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1ヶ月以内に決済されるものであります。

有価証券は安全性の高い金融資産で運用し、投資有価証券は、株式、投資信託及び債券であり、定期的に時価を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合等への出資金は、次表に含めておりません ((注2)を参照ください。)。また、現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、買掛金、未払法人税等は全て短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	5,567,623	5,515,394	△52,228
長期預金	1,008,468	1,004,385	△4,082
資産計	6,576,091	6,519,780	△56,311

長期借入金	6,300,000	6,267,547	△32,452
負債計	6,300,000	6,267,547	△32,452

(注 1)長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(注 2)市場価格のない株式等及び組合等への出資金

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,693,997
組合等への出資金	3,588,894

組合等への出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。) 第24-16項の取扱いを適用し、「投資有価証券」には含めておりません。

(注 3)金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	37,439,818	—	—	—
売掛金	2,579,173	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債等)	2,000,000	1,000,000	1,000,000	—
長期預金	—	1,008,468	—	—
合計	42,018,991	2,008,468	1,000,000	—

(注 4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超5年内	5年超
1年内返済予定の長期借入金	1,400,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	1,400,000	1,400,000	1,400,000	700,000	—
合計	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	700,000	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,310,834	—	—	1,310,834
資産計	1,310,834	—	—	1,310,834

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。）第24-3項の取扱いを適用した投資信託は上表には含まれておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は223,880千円となります。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	3,980,680	—	3,980,680
長期預金	—	1,004,385	—	1,004,385
資産計	—	4,985,065	—	4,985,065
長期借入金	—	6,267,547	—	6,267,547
負債計	—	6,267,547	—	6,267,547

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式のうち、活発な市場で取引されているものは、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はレベル2に分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

長期借入金はレベル2に分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
提携仲介契約締結時報酬	3,462,821
業務中間報酬	4,072,504
成功報酬	34,549,463
その他M&Aコンサルティング 報酬	695,101
その他	1,356,998
合計	44,136,889

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

M&A仲介事業の各サービスの主な収益は、譲渡企業関連報酬として企業評価料、案件化料、譲受企業関連報酬として情報提供料、業務中間報酬、譲渡・譲受企業双方に関連する報酬として成功報酬があります。

譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業ともに、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M&A取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3.当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、他の資産と区分しております。顧客との契約から生じた債権については適切な科目として売掛金で連結貸借対照表に表示しております。また、契約負債も他の負債と区分して、適切な科目として契約負債で連結貸借対照表に表示しております。したがいまして、契約資産及び契約負債の残高等の記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	138円41銭
2. 1株当たり当期純利益	33円04銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,989,422	流動負債	1,588,956
現金及び預金	19,053,708	1年内返済予定の長期借入金	1,400,000
未収還付法人税等	1,617,123	未 払 金	163,225
未 収 入 金	168,890	預 金	14,535
そ の 他	149,700	そ の 他	11,195
		固 定 負 債	5,068,792
		長 期 借 入 金	4,900,000
		長 期 未 払 金	168,792
固 定 資 産	1,747,192	負 債 合 計	6,657,749
有形固定資産	13,415	純資産の部	
建 物	12,239	株 主 資 本	16,066,422
土 地	1,176	資 本 金	4,045,552
投資その他の資産	1,733,777	資 本 剰 余 金	3,823,709
関係会社株式	676,837	資 本 準 備 金	3,823,709
その他関係会社有価証券	26,352	利 益 剰 余 金	27,160,204
関係会社長期貸付金	16,200	利 益 準 備 金	21,750
長 期 預 金	1,000,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,138,454
敷 金 及 び 保 証 金	2,387	繰 越 利 益 剰 余 金	27,138,454
そ の 他	12,000	自 己 株 式	△18,963,044
		新 株 予 約 権	12,443
資 产 合 计	22,736,615	純 資 产 合 計	16,078,865
		負 債 純 資 产 合 計	22,736,615

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
営業収益	営業費用	営業収益	営業費用		8,929,649
営業外収益	営業外費用	営業外収益	営業外費用		1,013,557
受取差益	支払手数料	受取差益	支払手数料		7,916,092
為替の差益	利息	利息	利息	2,449	
その他	利息	利息	利息	6,267	
	利息	利息	利息	19,018	27,736
支払利息	利息	利息	利息	14,679	
支払手数料	手数料	手数料	手数料	63,999	
その他	手数料	手数料	手数料	93	78,773
経常利益	利益	利益	利益		7,865,055
税引前当期純利益	利益	利益	利益		7,865,055
法人税、住民税及び事業税				4,296	4,296
当期純利益	利益	利益	利益		7,860,759

株主資本等変動計算書
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,045,552	3,823,709	3,823,709	21,750	26,814,874	26,836,624
当期変動額						
剰余金の配当					△7,537,179	△7,537,179
当期純利益					7,860,759	7,860,759
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	323,579	323,579
当期末残高	4,045,552	3,823,709	3,823,709	21,750	27,138,454	27,160,204

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△4,963,063	29,742,823	13,924	29,756,747
当期変動額				
剰余金の配当		△7,537,179		△7,537,179
当期純利益		7,860,759		7,860,759
自己株式の取得	△13,999,980	△13,999,980		△13,999,980
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,480	△1,480
当期変動額合計	△13,999,980	△13,676,400	△1,480	△13,677,881
当期末残高	△18,963,044	16,066,422	12,443	16,078,865

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法によっております。主な耐用年数は建物27年～39年であります。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額に基づき、計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営にかかる管理・指導を行うことが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 676,837千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、直近の財務数値等を用いて算出した実質価額が取得価額に比して著しく下落した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。関係会社株式の減損処理は不要と判断しておりますが、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の経営環境が変化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	171,855千円
関係会社に対する短期金銭債務	15,021千円
関係会社に対する長期金銭債権	16,200千円
2. 取締役に対する長期金銭債務 (役員退職慰労の長期未払金)	168,792千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	2,905千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

営業収益	8,929,649千円
営業費用	144,547千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 19,771,901株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	152,856千円
長期未払金	51,650千円
関係会社株式	82,034千円
未払事業税	7,629千円

その他	547千円
繰延税金資産小計	294,718千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△152,856千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△141,862千円
評価性引当額小計	△294,718千円
繰延税金資産合計	-千円
 (繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 50円66銭
- 1 株当たり当期純利益 24円21銭

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社日本 M&Aセンター	直接 100%	役員の 兼任	経営指導料 (注) 1	865,955	未収入金	168,890
				出向負担金 (注) 1	133,201	未払金	12,749

- (注) 1. 経営指導料及び出向負担金は、役務提供に対する費用等を総合的に勘案し決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおり
であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 日本M&Aセンターホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 安 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 原 伸 太 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本M&Aセンターホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本M&Aセンターホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 日本M&Aセンターホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 安 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 原 伸 太 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本M&Aセンターホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかが結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31までの第33期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役会及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社日本M&Aセンターホールディングス 監査等委員会

監査等委員長 山田 善則 印

常勤監査等委員 平山 巍 印

監査等委員 松永 貴之 印

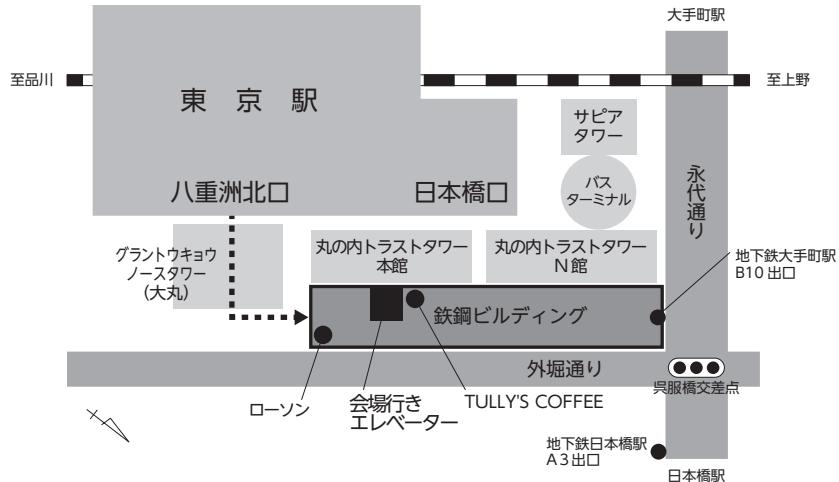
(注) 監査等委員山田善則氏及び松永貴之氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

※株主総会会場を変更しておりますので、お間違えのないようお越しください。

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング南館4階 会議室



●交通のご案内

- J R 東京駅 (八重洲北口)
- 地下鉄 東京駅 (2番出口)
- 地下鉄 大手町駅 (B10番出口)
- 地下鉄 日本橋駅 (A3番出口)

●お問い合わせ先 : 株式会社日本M&Aセンターホールディングス 03(5220)5451

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。